

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年1月1日実施

旧	新
I 総則	I 総則
<p>第3条 定義</p> <p>(11)スポット市場価格</p> <p>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、<u>一般送配電事業者</u>が決定した値といたします。</p> <p>(13)<u>加重</u>平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格にもとづき<u>加重</u>平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p><u>(14)平均市場価格算定期間</u></p> <p><u>卸電力取引所が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20</u></p>	<p>第3条 定義</p> <p>(11)スポット市場価格</p> <p>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、<u>当社</u>が決定した値といたします。</p> <p>(13)平均市場価格算定期間</p> <p>スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年1月1日実施

旧	新
<p>日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</p> <p><u>(15)～(31)</u>(省略)</p> <p>本約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<u>(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価、(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価、(5)イの市場価格調整単価および(6)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>の合計といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>加重平均</u>市場価格調整項</p> <p>イ <u>加重平均</u>市場価格調整単価の算定</p> <p>(イ) <u>加重平均</u>市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの<u>加重平均</u>市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、<u>加重平均</u>市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p><u>(14)～(30)</u>(省略)</p> <p>本約款は、<u>2024年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、<u>(3)の燃料価格調整単価、(4)の市場価格調整単価および(5)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>の合計といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 市場価格調整項</p> <p>イ 市場価格調整単価の算定</p> <p>(イ) 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年1月1日実施

旧	新												
<p><u>加重</u>平均市場価格=$D \times \delta + E \times \varepsilon$ D=各<u>加重</u>平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格 E=各<u>加重</u>平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格 δ, εは、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">δ</th> <th style="text-align: center;">ε</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;">0.6760</td> <td style="text-align: center;">0.3240</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、<u>加重</u>平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) <u>加重平均</u>市場価格調整単価 <u>加重平均</u>市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、<u>加重平均</u>市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域については、端数処理を行いません。</p> <p><u>加重平均市場価格調整単価</u> = (加重平均市場価格 - 基準市場価格) × ロの調整係数</p> <p>(ニ) <u>加重平均</u>市場価格調整単価の適用 各<u>加重</u>平均市場価格算定期間の<u>加重</u>平均市場価格によって算定された<u>加重平均</u>市場価格調整単価は、その<u>加重</u>平均市場価格算定期間に対応す</p>	供給区域	δ	ε	北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240	<p>平均市場価格=$D \times \delta + E \times \varepsilon$ D=各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格 E=各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格 δ, εは、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">δ</th> <th style="text-align: center;">ε</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;">0.6760</td> <td style="text-align: center;">0.3240</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域については、端数処理を行いません。</p> <p><u>市場価格調整単価</u> = (平均市場価格 - 基準市場価格) × (ホ)の調整係数</p> <p>(ニ) 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適</p>	供給区域	δ	ε	北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240
供給区域	δ	ε											
北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240											
供給区域	δ	ε											
北海道電力ネットワーク株式会社	0.6760	0.3240											

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年1月1日実施

旧	新
<p>る加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</p> <p>(ホ) (省略)</p> <p><u>(5) 市場価格調整項</u></p> <p><u>市場価格調整単価の算定方法は、一般送配電事業者の電気最終保障供給約款における市場価格調整の定めに基づき、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ 市場価格調整単価</u></p> <p><u>市場価格調整単価は、一般送配電事業者が毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(イ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要の場合は、一般送配電事業者の最終保障電力Aの該当する値とし、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要の場合は、一般送配電事業者の最終保障電力Bの該当する値といたします。</u></p> <p><u>(ロ) 一般送配電事業者が標準電圧および契約電力ごとに異なる値を公表する場合は、原則として、当社とお客さまの電力供給契約における標準電圧および契約電力にもとづき、該当する値といたします。</u></p> <p><u>ロ 平均市場価格調整単価の適用</u></p> <p><u>一般送配電事業者により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間は、次のとお</u></p>	<p>用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</p> <p>(ホ) (省略)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年1月1日実施

旧		新
<u>りとしたしします。</u>		
<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>市場価格調整単価適用期間</u>	
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	
(6) 離島ユニバーサルサービス調整項		(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年1月1日実施

旧	新
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p><u>(7) 燃料費調整単価の揭示</u> 当社は、<u>(3)イ(i)によって算定された平均燃料価格、(3)イ(ハ)によって算定された燃料価格調整単価、(4)イ(i)によって算定された加重平均市場価格、(4)イ(ハ)によって算定された加重平均市場価格調整単価、(6)イによって算定された市場価格調整単価、(6)イ(i)によって算定された離島平均燃料価格、(6)イ(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価および(2)によって算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社ホームページに掲示いたします。</u></p>	<p><u>(6) 燃料費調整単価の揭示</u> 当社は、<u>(2)によって算定された燃料費調整単価、(3)によって算定された平均燃料価格および燃料価格調整単価、(4)によって算定された平均市場価格および市場価格調整単価、(5)によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整単価を、当社ホームページに掲示いたします。</u></p>